

住民基本台帳ネットワーク専用回線の設置及び回線使用の運用に関する業務一式仕様書

令和6年2月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

目次

1	調達件名.....	1
2	調達の背景.....	1
3	目的及び期待する効果.....	1
4	業務の概要.....	1
5	契約期間.....	1
6	業務開始までのスケジュール.....	1
7	当該調達及び関連調達の調達単位、調達の方式等に関する事項.....	2
8	調達の仕様及び設定作業.....	2
9	成果物の範囲、納品期日等.....	6
10	作業の実施体制・方法に関する事項.....	8
11	作業の実施に当たっての遵守事項.....	9
12	成果物の取扱いに関する事項その他.....	11
13	入札参加資格に関する事項.....	12
14	再委託に関する事項.....	12
15	その他.....	13
16	本件に関する照会先.....	14

1 調達件名

住民基本台帳ネットワーク専用回線の設置及び回線使用の運用に関する業務一式

2 調達の背景

独立行政医薬品医療機器総合機構（以下、「PMDA」という。）では、救済関連業務を実施するにあたって、一部の請求書・届書の添付書類として住民票の提出を依頼しているが、政府の「デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）において、行政機関相互の情報連携によって、順次、各行政手続における添付書類の省略を実現することとされており、請求書・届書の添付書類（住民票）の省略化に向けて、システム整備を行っていく必要が生じている。このため、令和5年度以降に住民基本台帳ネットワーク接続環境の構築を行うこととなったことから、住民基本台帳ネットワーク接続と接続するための専用回線の設置及び回線使用に関する契約を締結するものである。

3 目的及び期待する効果

住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」という。）より請求書・届書の添付書類（住民票）の取得を行うことで、請求者の負担軽減、請求業務の事務処理効率の向上を図る。

4 業務の概要

住基ネットとの接続の為の専用回線の設置及び回線の使用運用。

5 契約期間

契約日から令和11年3月31日までとする。ただし、回線の使用料及びその保守については、令和6年7月1日から。

6 業務開始までのスケジュール

契約日から令和11年3月31日までの間、住基ネットが利用可能なイーサネット回線の敷設や機器等の設定・確認など回線利用に付帯する作業を行うこと。

	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	～	R11.3
機器類の調達	→														
機器の搬入			→												
サーバ等との接続			→												
専用回線関係等の設備の調達					→										
ソフト、アプリ等のインストール・設定						→									
専用回線の設置(J-LISの回線引き込み)					→										
専用回線との接続								◆							
住基ネットとの回線接続後テスト									→						
回線使用に関する運用									→						
住基ネットに関する保守									→						

今回の調達部分

7 当該調達及び関連調達の調達単位、調達の方式等に関する事項

(1) 調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期

本調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期は表1のとおりである。

表1

調達件名	調達方式	実施時期
住民基本台帳ネットワーク接続環境構築業務一式	一般競争入札（最低価格落札方式）	入札公告：令和5年11月21日 落札者決定：令和5年12月27日 契約期間：令和6年1月9日～令和6年3月31日

(2) 表1において、調達案件間の入札制限となるものはない。

8 調達の仕様及び設定作業

(1) 全般的事項

構築する機器等の仕様については別紙「住民基本台帳ネットワーク専用回線の設置及び回線使用の運用に関する要件定義書」に示すとおり。なお費用については、調達物品に係る搬入、設置、設定、支援に係るすべての費用を積算に含めること。また、調達物品の設置に伴い必然的に必要になる物品(接続部品、配線材料等)については、本仕様書の記載の有無にかかわらず提供すること。ソフトウェアについては、必要となるメディア(媒体)、ライセンスも含めること。

(2) 作業の内容

① 作業計画書等の作成

ア. 契約締結後（作業決定後）、回線に関する情報（回線キャリア、回線サービス名、回線帯域、開通日）を提示した「業務実施計画書」を契約締結日から2週間以内に提出すること。

なお、全体管理者、作業責任者を定め、「業務実施計画書」に明記すること。全体管理者は、本調達の作業全体を取りまとめ、本調達に係る作業と納品成果物の責任を持つこと。また、作業責任者は、担当職員との打ち合わせ、関係者との打ち合わせの窓口となること。

イ. 担当職員の求めに応じ、通信回線工事（試験）等の作業届出書を作成すること。

② 通信回線提供業務内容

ア. PMDA住基ネット（東京都内）、及び住基全国センター（東京都）の2拠点にONU機器を設置（保守を含む）し、2拠点間に通信回線（イーサネット）を敷設すること。

イ. 通信速度は、10Mbps とすること。

ウ. 通信回線は、PMDA住基ネットとの疎通確認を令和6年7月1日から実施できるよう、回線の敷設、設定、テスト、その他調整等を行い、その結果を作業完了報告書で報告すること。

エ. 受注者は、PMDAが業務を行う日の9時～18時、本通信回線の障害受付等対応ができる体制を受注者の組織内に完備すること。障害発生時に対応を行った場合は、作業完了報告書を提出すること。

オ. 受注者は、PMDAが本システムの更改を行う際には、次期の情報システムにおける要件定義支援事業者及び設計・開発事業者等が円滑に業務を実施できるよう、引継ぐべき資料を整理した上で、以下の項目を明確にした引継書の案を作成し、PMDAの承認を得ること。

- ・課題
- ・リスク引継ぎ事項
- ・改善提案引継ぎ事項
- ・案件特性及びシステム特性に伴う個別引継ぎ事項等

(3) 機器の設置場所及び作業場所

① 本業務の作業場所（東京都内）及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。また、必要に応じてPMDAが現地確認を実施することができるものとする。

② 通信回線は以下の2拠点間に敷設する。詳細は契約締結後に受注者に開示する。

ア. PMDA健康被害救済部（東京都内）

イ. 住基全国センター側ONU（東京都内）

③ PMDA内での作業は、必要な規定の手続きを実施し承認を得ること。

※詳細については別紙「住民基本台帳ネットワーク専用回線の設置及び回線使用の運用に関する要件定義書」の【参考資料1】全体構成図参照

(4) 機器の構成

- ①セキュリティを十分保った構成であること。
- ②地方公共団体情報システム機構と接続するための専用回線は広域イーサネットサービスを用意すること。
- ③通信データは可変長であり、照会内容によってサイズは変動する。1件ありのレコードサイズは以下のとおり。

本人確認情報 レコードサイズ					
要求データサイズ (バイト/件)			結果データサイズ (バイト/件)		
最小	最大	目安	最小	最大	目安
279	1,479	447	278	1,598	476

(5) 機器の設置方法

PMDA の指示に基づき、以下の作業を実施する。

- ①各機器を設置場所へ直接納入し設置すること。
- ②PMDA への設置は、新霞が関ビルの地下にある MDF 室からエレベーターシャフトを使用し直接 7F の EPS 室を通す方法とすること。
- ③「(6) 住基全国センターとの接続環境構築作業」の導入設定作業を行うこと。
- ④機器設置後に不要となった搬入材料 (空箱、緩衝材等) については、速やかに撤去すること。

(6) 住基全国センターとの接続環境構築作業

① 機器導入設計作業

基本導入設計

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に提出する以下 5 資料を作成する。

- ・ 接続構成図(イメージ)
- ・ 相互接続回線仕様確認(依頼)
- ・ 相互接続回線確認事項
- ・ 住基ネット全国センターとの接続設計
- ・ 運用方式検討

② 機器設置時の作業及びセットアップ作業

PMDA が調達する機器について、以下の作業を行うこと。

- ・ 耐タンパー装置搭載作業

- ・ 機器動作確認
- ・ 耐タンパー装置組込後のセットアップ作業

③住基ネット全国センターとの接続作業

本調達において、住基ネット全国センターとの接続にあたり必要となる作業について、以下の要領で実施すること。

- ・ 住基ネット全国センター側の通信先サーバは、外部連携サーバとする。
- ・ 住基ネット全国センター～PMDA 間の通信回線はイーサ専用線又はユーザネットワークインタフェース(UNI)がイーサで提供される専用線であり、回線帯域は原則 10Mbps。
- ・ PMDA 側の機器・通信回線の構成は、シングル構成とする。
- ・ 通信機器整備の接続分界点は住基ネット全国センター側回線終端装置(ONU)として、PMDA 側ルータの設定作業を実施する。
- ・ PMDA 側ルータの設定パラメータ(IP アドレス、ルーティング、アドレス変換など)については地方公共団体情報システム機構提供の相互接続条件（外部連携版）第 1.3 版に従う。
- ・ 相互接続条件（外部連携版）第 1.3 版は契約締結後に開示する。
- ・ PMDA 側ルータには、別調達において PMDA 側の ONU が納入され次第結線できるように、LAN ケーブルを準備する。

④各種テスト作業

- ・ 総合試験
- ・ 手順の確認

⑤住基全国センターとの接続

- ・ 住基全国センター側の通信先サーバは、外部連携サーバとする。
- ・ 住基全国センター～PMDA 間の通信回線はイーサネット又はユーザネットワークインタフェース(UNI)がイーサで提供される専用線とする。また、回線帯域は 10Mbps（帯域保証又は帯域確保）とする。なお、全国センターに通信回線を引き込むにあたり、通信回線事業者による相互接続及び建物内配線工事の手続きに標準期間 3 ヶ月を要する。
- ・ PMDA の機器・通信回線の構成は、シングル構成とする。
- ・ 通信機器整備の接続分界点は住基全国センター側回線終端装置(ONU)～PMDA 側回線終端装置(ONU)とする。
- ・ PMDA 側ルータの設定パラメータ(IP アドレス、ルーティング、アドレス変換など)については地方公共団体情報システム機構提供の相互接続条件（外部連携版）第

1.3 版に。従い設定されている。回線接続作業が必要な場合は適宜該当資料を参照すること。

- ・相互接続条件（外部連携版）第 1.3 版は契約締結後に開示する。

⑥ 運用資料作成

- ・操作手順書

住基ネットに接続して住民票を取得する作業に必要な各種ソフトウェアの操作方法の手順及び設定項目・設定値を運用手順書として作成すること。

- ・バックアップ・リストア手順書

情報提供サーバ、本人確認端末のバックアップ設定手順、障害発生時のリストア手順をバックアップ・リストア手順書として作成すること。

⑦ 運用、操作研修支援

PMDA 及び本システム運用保守業者に対して、運用・操作研修に必要な資料作成、実機による操作演習の補佐などの支援を行う。

(7) 契約終了時の機器撤去作業

① 機器撤去作業

ア. 本調達に係る契約が終了する場合、本調達において敷設した回線や機器類について受託者の責任及び負担において撤去する。

9 成果物の範囲、納品期日等

(1) 成果物

作業工程別の納入成果物を表 2 各作業の工程と成果物に示す。ただし、納入成果物の構成、詳細については、受託後、PMDA と協議し取り決めること。

表 2 各作業の工程と成果物

項番	工程	納入成果物(注1)	納入期日(予定)	納品に関する 注意事項
1	プロジェクト管理方針書の作成	プロジェクト管理方針書（プロジェクト全体方針、進捗管理、品質管理、変更管理、リソース管理、コミュニケーション管理、課題管理、リスク管理、標準テンプレート）	契約締結日から2週間以内	

項番	工程	納入成果物(注1)	納入期日(予定)	納品に関する 注意事項
2	業務実施計画書等の作成	業務実施計画書・プロジェクト管理要領(プロジェクトスコープ、体制表、作業分担、スケジュール、文書管理要領、セキュリティ管理要領、品質管理要領、変更管理要領)	契約締結日から2週間以内	
3	作業完了報告書	作業報告書、完成図、テスト結果等	都度作成 作業完了から1週間以内	SLCP-JCF2013の アクティビティ 3.1.1 運用の準備 3.2.2 廃棄の実行
4	機器導入設計	接続構成図(イメージ) 相互接続回線仕様確認(依頼) 相互接続回線確認事項 ネットワーク設計書 バックアップ・リスト設計書	都度作成 最終版: 令和6年4月初旬	
5	ODA登録シート	「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(平成31年2月25日付け各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)別紙2「情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳、開発規模の管理、ハードウェアの管理、ソフトウェアの管理、回線の管理、外部サービスの管理、施設の管理、公開ドメインの管理、取扱情報の管理、情報セキュリティ要件の管理、指標の管理等	作業依頼後10開庁日以内(契約満了日の翌日以降となる場合は契約満了日)	SLCP-JCF2013の アクティビティ 6.7.1.5 資産の保守 6.7.1.5.1 資産修正要件の分析
6	運用設計	運用手順書 操作手順書	都度作成 最終版: 令和6年9月30日	
7	総合テスト	総合テスト計画書(業務/性能) 総合テストシナリオ(業務) 総合テスト結果報告書(業務/性能)	都度作成 最終版: 令和6年9月30日	
8	受入テスト	PMDA加筆修正用ひな型として 受入テスト計画書案 受入テストシナリオ案 受入テスト結果報告書案	都度作成 最終版: 令和6年9月30日	
9	保守運用設計	保守運用計画書 保守設計書	都度作成 最終版: 令和11年3月31日	

項番	工程	納入成果物(注1)	納入期日(予定)	納品に関する 注意事項
10	その他	上記に含まれないその他本業務で作成した資料を取りまとめたもの	都度作成 最終版： 令和11年3月31日	

(2) 納品方法

納入成果物については、以下の条件を満たすこと。

- (ア)文書を磁気媒体等（CD-R、DVD-R等）により日本語で提供すること。
- (イ)磁気媒体等に保存する形式は、PDF形式及びMicrosoft 365で扱える形式とする。
ただし、PMDAが別に形式を定めて提出を求めた場合は、この限りではない。
- (ウ)磁気媒体については2部用意すること。
- (エ)本業務を実施する上で必要となる一切の機器物品等は、受託者の責任で手配するとともに、費用を負担すること。

(3) 納品場所

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部
住基全国センター

10 作業の実施体制・方法に関する事項

(1) 作業実施体制

受託者は、本業務に係る要員の役割分担、責任分担、体制図等を業務実施計画書の一部として作成し、PMDAに報告するとともに、承認を得ること。

- ①プロジェクト管理に係る、進捗管理・品質管理・リスク管理等の必要な機能を、体制に組み込むこと。
- ②作業体制の品質確保のため、本業務の運用責任者・リーダーは業務開始から業務終了まで継続して遂行すること。交代する場合は同等以上の要員が担当するものとし、事前にPMDAの承認を得ること。
- ③受託者は、PMDA側やその他関連事業者を含めた全体の体制・役割を示した上で、プロジェクトの推進体制及び本件受託者に求める作業実施体制をPMDAと協議の上定めること。
- ④体制について、PMDAが本業務を履行するうえで著しく不相当と認める場合は、受託者に対してその理由を付して通知し、必要な措置を要求することができるものとする。受託者はPMDAから要求を受けた場合は、円滑且つ誠実に対処すること。
- ⑤当該管理体制を確認する際の参照情報として、資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及

び国籍に関する情報提供を行うこと。具体的な情報提供内容については PMDA と協議の上、決定するものとする。

⑥受託者は、インシデント発生時などの連絡体制図を PMDA と協議の上定めること。

(2) 作業場所

① 本業務の作業場所（東京都内）及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。また、必要に応じて PMDA が現地確認を実施することができるものとする。

② 業務の履行状況の監督のため、履行開始時（契約後約 1 月以内）に、受注者の作業場所及びデータの保管場所において立入調査を実施する。

③ 通信回線は以下の 2 拠点間に敷設する。詳細は契約締結後に受注者に開示する。

ア. PMDA 住基ネット（東京都内）

イ. 住基全国センター側 ONU（東京都内）

④ PMDA 内での作業は、必要な規定の手続きを実施し承認を得ること。

⑤ 担当課が緊急招集した場合は PMDA が指定する場所に 4 時間以内に参集できること。

(3) 作業の管理に関する要領

① 受注者は、PMDA が承認した作業計画書に基づき、通信回線提供業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

② 情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

PMDA 健康被害救済救済部企画管理課 電話番号 03-3506-9460

11 作業の実施に当たっての遵守事項

(1) 基本事項

受託者は、次に掲げる事項を遵守すること。

① 本業務の遂行に当たり、業務の継続を第一に考え、善良な管理者の注意義務をもって誠実に行うこと。

② 本業務に従事する要員は、PMDA と日本語により円滑なコミュニケーションを行う能力と意思を有していること。

③ 本業務の履行場所を他の目的のために使用しないこと。

④ 本業務に従事する要員は、履行場所での所定の名札の着用等、従事に関する所定の規則に従うこと。

⑤ 要員の資質、規律保持、風紀及び衛生・健康に関すること等の人事管理並びに要員の責めに起因して発生した火災・盗難等不祥事が発生した場合の一切の責任を負うこと。

⑥ 受託者は、本業務の履行に際し、PMDA からの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じること。また、修正及び改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応すること。

- ⑦ 次回の本業務調達に向けた現状調査、PMDA が依頼する技術的支援に対する回答、助言を行うこと。
- ⑧ 本業務においては、業務終了後の運用等を、受託者によらずこれを行うことが可能となるよう詳細にドキュメント類の整備を行うこと。

(2) 機密保持、資料の取扱い

本業務を実施する上で必要とされる機密保持に係る条件は、以下のとおり。

- ① 受託者は、受託業務の実施の過程で PMDA が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受託者が提示した情報及び受託者が作成した情報を、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 受託者は、本業務を実施するにあたり、PMDA から入手及び本業務で作成した資料等については PMDA の承認を得ることなく受託業務の作業場所は、（再委託も含めて）日本国内で PMDA の承認した場所で作業すること。8（3）①に記載の作業場所から持ち出してはならない。また、資料等の管理及び処分は、管理簿等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - ・複製しないこと。
 - ・用務に必要ななくなり次第、速やかに PMDA に返却又は消去すること。
 - ・作業場所からの持ち出しが必要な場合は事前に PMDA に対し、持ち出し目的、対象情報の範囲、情報利用端末、情報の利用者等に関し申請を行うこと。また受託者は、持ち出した情報を台帳等により管理すること。
 - ・業務完了後、上記①に記載される情報を消去又は返却し、そのエビデンスを提出すること。また、受託者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を PMDA に提出すること。
- ③ 応札希望者についても上記①及び②に準ずること。
- ④ 「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守しなければならない。
- ⑤ 機密保持の期間は、当該情報が公知の情報になるまでの期間とする。

(3) 遵守する法令等

本業務を実施するに当たっての遵守事項は、以下のとおり。

- ① 受託者は、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 30 年 7 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）、「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「独立行政法人医薬品医療機器総合機構サイバーセキュリティポリシー」（以下、「セキュリティポリシー」という。）を遵守すること。セキュリティポリシーは非公表であるが、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に準拠しているため、必要に応じ参照すること。セキュリティポリシーの開示については、契約締結後、受託者が担当職員に「秘密保持等に関する誓約書」を提出した際に開示する。

- ② PMDA へ提示する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。
- ③ 民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、個人情報保護法等の関連法規を遵守することはもとより、下記の PMDA 内規程を遵守すること。
- ・独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報システム管理利用規程
 - ・独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 個人情報管理規程
- ④ 受託者は、本業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生することを防止する観点から、情報の適正な保護・管理対策を実施するとともに、これらの実施状況について、PMDA が定期又は不定期の検査を行う場合においてこれに応じること。また、情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合に実施すべき事項及び手順等を明確にするとともに、あらかじめ PMDA に提出すること。万一、実際にそのような事態が発生した場合には、直ちに PMDA に報告するとともに、当該手順等に基づき可及的速やかに修復すること。

12 成果物の取扱いに関する事項その他

(1) 知的財産の帰属は、以下のとおり。

- ① 本業務において作成されるドキュメント類の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。）は、受託者が従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、PMDA が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めてすべて PMDA に帰属するものとする。
- ② 本業務に係り発生した権利については、受託者は著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- ③ 本業務に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 本業務において作成されるドキュメント類に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は事前に PMDA に報告し、承認を得ること。
- ⑤ 本業務に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら PMDA の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、PMDA は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者にゆだねる等の協力措置を講ずる。

なお、受託者の著作又は一般に公開されている著作について、引用する場合は出典を明示するとともに、受託者の責任において著作者等の承認を得るものとし、PMDA に提出する際は、その旨併せて報告するものとする。

(2) 検収

納入成果物については、適宜、PMDA に進捗状況の報告を行うとともに、レビューを受けること。最終的な納入成果物については、「表 2 各作業の工程と成果物」に記載のすべてが揃っていること及びレビュー後の改訂事項等が反映されていることを PMDA が確認し、

これらが確認され次第、検収終了とする。

なお、以下についても遵守すること。

- ① 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受託者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、PMDA の承認を得て指定した日時までに修正が反映されたすべての納入成果物を納入すること。
- ② 「納入成果物」に規定されたもの以外にも、必要に応じて提出を求める場合があるので、作成資料等を常に管理し、最新状態に保っておくこと。
- ③ PMDA の品質管理担当者が検査を行った結果、不適切と判断した場合は、品質管理担当者の指示に従い対応を行うこと。

13 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加要件

応札希望者は、以下の条件を満たす必要がある。

① プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC 27001 認証（国際規格）、JIS Q 27001 認証（日本産業規格）のうち、いずれかを取得していること。

② 履行可能性審査に関する要件

本業務及び情報セキュリティ管理の履行可能性を証明するため、以下の書類を提出すること。なお、提出された書類において履行可能性を認めることができないと PMDA が判断した場合は、入札に参加することはできない。

・本調達仕様書に基づいた運用保守業務実施方針書（案）

なお、IT サービスマネジメントのフレームワーク（ITIL 等）を参考に作成すること。

・「別紙 要件定義書 4（9）④情報セキュリティ対策要件」に基づいた情報セキュリティ管理計画書（案）。なお、本業務で取扱う情報等の特性を十分に踏まえて作成したものであること。

(2) 入札制限

情報システムの調達の公平性を確保するため、参加者は、以下に挙げる事業者並びにこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。

・新救済業務システム開発管理支援業務一式の受注者

14 再委託に関する事項

(1) 受託者は、業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。

(2) (1) における「主要部分」とは、以下に掲げるものをいう。

① 総合的企画・計画の立案

② プロジェクト管理、各種報告内容の決定、報告会での説明。

(3) 受託者は、再委託する場合、事前に再委託する業務、再委託先等を PMDA に申請し、

承認を受けること。申請に当たっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を作成の上、受託者と再委託先との委託契約書の写し及び委託要領等の写しを PMDA に提出すること。受託者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、PMDA に報告し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

(4) 再委託先が「13 (2) 入札制限」の要件を満たすこと。

(5) 再委託先において、本調達仕様書に定める事項に関する遵守義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、PMDA は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

(6) 再委託における情報セキュリティ要件については以下のとおり。

- ・受託者は再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し PMDA に報告すること。

- ・受託者は業務の一部を委託する場合、本業務にて扱うデータ等について、再委託先又はその従業員、若しくはその他の者により意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備し、PMDA に報告すること。

- ・受託者は再委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関して、PMDA から求めがあった場合には情報提供を行うこと。

- ・受託者は再委託先にて情報セキュリティインシデントが発生した場合の再委託先における対処方法を確認し、PMDA に報告すること。

- ・受託者は、再委託先における情報セキュリティ対策及びその他の契約の履行状況の確認方法を整備し、PMDA へ報告すること。

- ・受託者は再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に確認すること。また、情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を検討し、PMDA へ報告すること。

- ・受託者は、情報セキュリティ監査を実施する場合、再委託先も対象とするものとする。

- ・受託者は、再委託先が自ら実施した外部監査についても PMDA へ報告すること。

- ・受託者は、委託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること。

(7) 上記 (1) ～ (6) について再委託先が、さらに再委託を行う場合も同様とする。

15 その他

(1) 納品後、契約不適合を発見した際には、直ちに良品と交換すること。

(2) 納品物の数量及び規格が発注内容と異なる場合は、直ちに発注内容と同様物を再納品すること。

(3) 搬入経路の床壁等には十分な養生を行い作業すること。

(4) 納品その他作業において発生したごみは、受託者の責任において回収し持ち

帰ること。

(5) 新霞が関ビル駐車場を利用する場合の条件としては以下のとおり。

① 大型自動車（車高 2.5m 超の車）で納品する場合

- ・新霞が関ビル 1 階（高速側（六本木通り側））の大型車駐車スペースに止めることが可能。その際には、新霞が関ビル管理事務所の許可が必要となるため、PMDA が提供する様式に日時、車両番号、車高、使用業者名等を記入し、事前（数日前）に FAX すること。

② それ以外の自動車（車高 2.5m 以下の車）で納品する場合

- ・新霞が関ビル地下 1 階の屋内駐車場に止めることが可能
- ・駐車料金は 30 分単位で 300 円ずつ加算
- ・地下 1 階駐車場の空いたスペースに車を止め、荷下ろし
- ・貨物用エレベーターを利用

(6) 納品物が正常に動作するために必要な接続機器及び付属品費用、機器の納入費用、設置調整費用、その他購入部品の納入・設置に関する全ての費用を含むこと。

(7) 搬入に際し必要となる当ビルへの作業許可書の提出を行うこと。

(8) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、落札業者は PMDA 担当者と十分協議の上その指示に従うこととする。

16 本件に関する照会先

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 7 階

健康被害救済部企画管理課 佐藤 宏美

TEL：03-3506-9460

e-mail：sato-hiromi●pmda.go.jp

※ ●は@に置き換えてください。

住民基本台帳ネットワーク専用回線の設置及び回線使用
の運用業務一式に関する要件定義書

目次

1 調達案件名	3
2 業務要件の定義	3
(1) 業務実施手順	3
(2) 規模	3
(3) 時期・時間	3
(4) 作業場所	3
(5) 管理すべき指標	3
(6) 情報システム化の範囲	3
3 機能要件の定義	3
4 非機能要件の定義	3
(1) アクセシビリティに関する事項	3
(2) システム方式に関する事項	4
(3) 規模に関する事項	4
(4) 性能に関する事項	4
(5) 信頼性に関する事項	4
(6) 上位互換性に関する事項	4
(7) 中立性要件に関する事項	4
(8) 継続性要件	4
(9) 情報セキュリティに関する事項	4
(10) 情報システム稼働環境に関する事項	6
(11) テストに関する事項	6
(12) 移行に関する事項	6
(13) 引継ぎに関する事項	6
(14) 教育に係る事項	6
(15) 運用に関する事項	6
(16) 保守に関する事項	7
【参考資料1】住民基本ネットワーク全体構成図	
【参考資料2】ネットワーク機器類	
【参考資料3】全国センター相互接続用通信回線	

1 調達案件名

住民基本台帳ネットワーク専用回線の設置及び回線使用の運用業務一式

2 業務要件の定義

(1) 業務実施手順

本調達の受注業者は、医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）健康被害救済部にある住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基システム」という。）及び住基全国センター（東京都内）の2拠点に終端装置を設置し、本システム専用の通信回線（広域イーサネット）を敷設するとともに、回線の運用を行う。

(2) 規模

次期通信回線の利用者数を下表に示す。

利用場所	所属	利用者数
健康被害救済部執務室	健康被害救済部	9名（但し、同時アクセスはなし）

(3) 時期・時間

受注者は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までの間、通信回線（広域イーサネット）提供業務を実施すること。

(4) 作業場所

- ① PMDA健康被害救済部
 - ② 住基全国センター（東京都内）
- ①及び②は東京都内であり、詳細は契約締結後に提示する。

(5) 管理すべき指標

住基システム、及び住基全国センター間の通信回線は広域イーサネットとし、通信速度は10Mbps とすること。

(6) 情報システム化の範囲

- ①敷設場所は2(4)のとおり。
- ②各拠点の通信回線及びONUを提供すること。
- ③ルータ機器は参考資料2 ネットワーク機器類の仕様に従い新規に設置する。

3 機能要件の定義

- (1) 各拠点までの通信回線は、第三者からのアクセスが不可能であること。
- (2) 障害が発生した際には、担当者に即時に通知する機能を保持すること。

4 非機能要件の定義

(1) アクセシビリティに関する事項

本調達による通信回線の利用者は、本システムにアクセスすることを許可されたPMDA健康被害救済部職員であること。

(2) システム方式に関する事項

- ① 全体構成図は、参考資料 1 を参照すること。
- ② ネットワーク機器類は、参考資料 2 を参照すること。

(3) 規模に関する事項

- ① 機器数及び設置場所
機器は参考資料 2 を、設置場所は参考資料 1 の全体構成図を参照すること。
- ② 利用者数

No	利用者区分	同時アクセス可能人数
1	担当者数	9 人
2	同時アクセス可能人数	1 人

(4) 性能に関する事項

画面応答性能

データ登録及びデータ検索（1 件検索）時の画面応答性能は、平常時約 3 秒である（ネットワーク伝送時間を除く）。

(5) 信頼性に関する事項

受注者は、通信回線、ルータ機器及び ONU の正常稼働を保証すること。

(6) 上位互換性に関する事項

実行環境等のバージョンアップの際、PMDA の依頼に応じ、必要な調査及び作業を実施すること。

(7) 中立性要件に関する事項

導入するハードウェア、ソフトウェア等の構成要素は、標準化団体（ISO、IETF、IEEE、ITU、JISC 等）が規定又は推奨する各種業界標準に準拠すること。

(8) 継続性要件

万一、通信回線、ルータ機器または ONU の障害により全く通信ができない状態となった場合、速やかに通信回線提供業者に連絡し復旧に努めること。

(9) 情報セキュリティに関する事項

① 基本事項

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（情報セキュリティ政策会議決定）、「府省庁対策基準のためのガイドライン」（情報セキュリティ政策会議決定）、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（特定個人情報保護委員会）以下「セキュリティポリシー」という。）に準拠した情報セキュリティ対策を講じること。なお、「セキュリティポリシー」は非公表であるが、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠しているため、必要に応じ参照すること。

また、セキュリティポリシー及び運用管理規程については、契約締結後、受注者が担当職員に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。

② 権限要件

利用者のユーザID・パスワードの管理及び利用者の権限管理は、担当職員が行う。受注者は、本調達の契約後、業務担当予定者の情報（氏名、所属、役割）をPMDAの担当課室に提出し承認を得ること。承認後、システム管理者用のユーザID、パスワード及び権限項目を受注者へ開示するので、漏洩することがないように適切に管理すること。

③ 情報セキュリティ対策要件

ア. 本調達の作業実施中はもとより作業の実施後も、PMDAが提供した業務上の情報で対外秘を要するものは、第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

イ. PMDAが提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に協議のうえ、了承を得ること。

ウ. 本調達に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかにPMDAに報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

a. 受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認めるPMDAの情報の外部への漏洩及び目的外利用

b. 受注者によるPMDAのその他の情報へのアクセス

エ. 本調達に係る運用における以下の脆弱性対策を実施すること。

a. 機器及びソフトウェアについて、公表される脆弱性情報を常時把握すること。

b. 把握した脆弱性情報について、対処の要否、可否につき担当職員と協議し、決定すること。

c. 決定した対処又は代替措置を実施すること。

オ. 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況についてPMDAから以下の報告を求めた場合には速やかに提出すること。

a. 本調達仕様において求める情報セキュリティ対策の実績

カ. 本調達に係る作業において、受注者における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められる場合には、受注者は、担当職員の求めに応じ、担当職員と協議を行い、合意した対応を実施すること。

キ. ITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証取得製品の採用

本調達に係る情報システムを構成するソフトウェア、機器等について、ITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証を取得している製品を積極的に採用すること。

採用に当たっては、以下の資料を参照すること。

・「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト(平成30年2月28日経済産業省)」

ク. 本システムに導入する製品(ソフトウェア及びハードウェア)については、当該システムのライフサイクル(システム利用期間の終了まで)におけるサポート(部品、セキュリティパッチの提供等)が継続される製品を導入すること。

ケ. 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、PMDAは、情報セキュリティ監査の実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)

を定めて、それについてあらかじめ合意を得た上で情報セキュリティ監査を行う。受注者は、応札において、情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を提示すること。

コ. 受注者における情報セキュリティ対策の管理体制及び遵守方法に関する管理計画書を作成し、担当職員と合意の上、PMDAに提出すること。

a. 受注者において当該業務を行う体制及び担当者

b. 委託事業の実施に当たり、受注者企業またはその従業員、再委託先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制

c. 受注者における情報の管理

(10) 情報システム稼働環境に関する事項

① 全体構成

参考資料1に示す。

② ネットワーク機器類

参考資料2に示す。

③ 回線仕様

参考資料3に示す。

(11) テストに関する事項

通信回線（広域イーサネット）の提供については、令和6年7月1日から利用できるよう、回線の敷設、設定、テスト、その他調整等を行い作業完了報告書または設定報告書で報告すること。

(12) 移行に関する事項

① 工事等により、現行の稼働を妨げないこと。

② 終端装置等導入機器の「設定報告書」を作成し、担当職員に機器の設定及び操作方法等について説明すること。

(13) 引継ぎに関する事項

受注者は、PMDAが本システムの更改を行う際には、次期の情報システムにおける要件定義支援事業者及び設計・開発事業者等が円滑に業務を実施できるよう、引継ぐべき資料を整理した上で、以下の項目を明確にした引継書の案を作成し、PMDAの承認を得ること。

- ・課題
- ・リスク引継ぎ事項
- ・改善提案引継ぎ事項
- ・案件特性及びシステム特性に伴う個別引継ぎ事項 等

(14) 教育に係る事項

導入機器の設定報告書を作成し、担当職員に説明すること。

(15) 運用に関する事項

① 本システムの運用時間は、PMDAの就業日の11時間（9時00分～20時）とする。

② 機器の監視については、システム利用者の支援を行うこと。

- ③ 運用時間中の 9 時～18 時の間は、利用者からのシステム障害の連絡を担当者が受領できる体制を構築すること。復旧後速やかに作業完了報告書を提出すること。

(16) 保守に関する事項

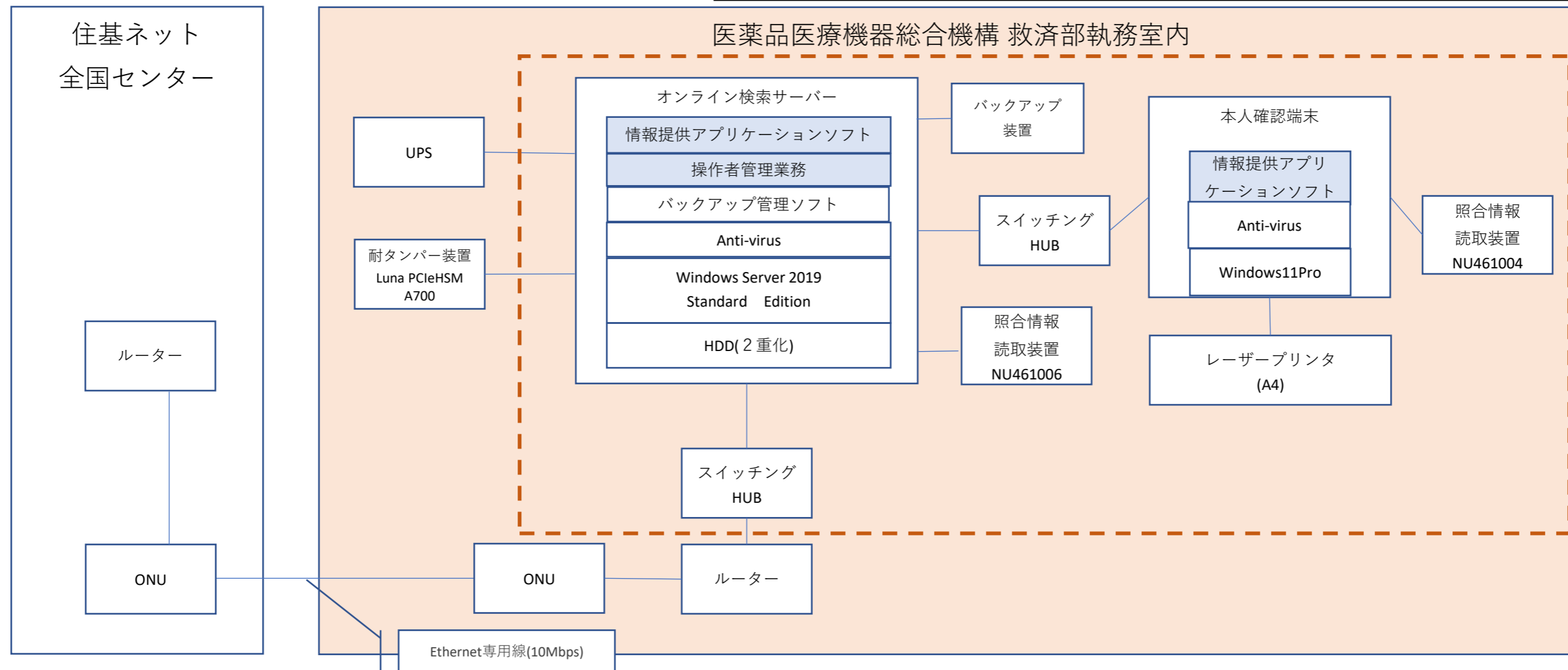
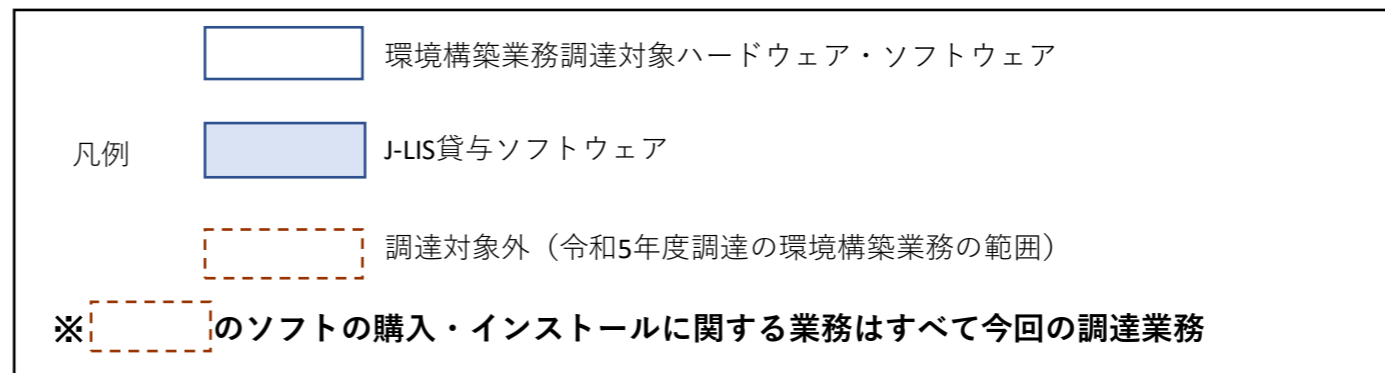
ハードウェア機器の保守要件

- ① 製品の保守継続可能期間は、通信回線（ONU 機器を含む）の提供業務開始日より提供業務満了日までとする。
- ② 修理のための対応方法は、作業員のオンサイト作業とする。
- ③ 保守受付時間は、運用時間中の 9 時～18 時とする。
- ④ 保守対応時間は、運用時間中の 9 時～18 時とする。
- ⑤ 障害の連絡を受け付けてから機器設置場所までの応動時間は、2 時間とする。
- ⑥ 回線、回線用通信機器に関する保守窓口は一つに統一すること。
- ⑦ 障害が発生した際には、担当者に即時に通知し、復旧後速やかに作業完了報告書を提出すること。

「参考資料」

住民基本ネットワーク全体構成図

【参考資料1】



UPS; 停電などによる電力供給停止時に、短時間電力を供給する予備装置
 耐タンパー装置; データの暗号化に使用する鍵を安全に保管をするハードウェア
 ONU; 光回線終端装置
 Anti-virus; ウイルス対策ソフト

【参考資料2】ネットワーク機器類

ハードウェア仕様明細一覧

要件	必須仕様	その他
耐タンパー装置	地方公共団体情報システム機構指定製品（Luna PCIeHSM A700）を調達すること 数量：1	原則2台
無停電電源装置	・接続する機器の電力容量に合わせたものを調達すること ・電源制御用ソフトウェアと連携し、スケジュール運転／自動電源制御が可能なもの	

調達するネットワーク機器一覧

提供方式	スイッチングハブ	ルータ	ファイアウォール
即時提供方式	○	○	-

<凡例> ○：調達する -：調達不要

スイッチングハブ

要件	必須仕様	推奨仕様
LAN インタフェース	100BASE-TX×4 ポート以上	
機能	100BASE-TXの自動認識機能を有すること	
電源仕様	AC100V（±10%）、50/60Hz	
動作温度	5°C～40°C	
動作湿度	20%～80%（非結露）	
その他	必要なケーブル、日本語マニュアルを添付すること	

ルータ

要件	必須仕様	推奨仕様
LAN インタフェース	100BASE-TX×1 ポート以上	
WAN インタフェース	BRI RJ-45×1またはPRI×1以上	
WAN 側サポート回線	高速デジタル専用回線を接続可能なこと	
機能	100BASE-TXの自動認識機能を有すること	
電源仕様	AC100V（±10%）、50/60Hz	
動作温度	5°C～40°C	
動作湿度	20%～80%（非結露）	
その他	必要なケーブル、日本語マニュアルを添付すること	

【参考資料3】 全国センター相互接続用通信回線

要件	必須仕様
Ethernet専用線サービス	10Mbps(帯域保証又は帯域確保)
構成	シングル構成
拠点間接続	エンド・ツー・エンドで完全専有すること
常時接続	接続時の発呼動作がなく常時接続されていること
その他	・構成を実装する上で必要となるアダプタ類/ケーブル類 /電源コード等をすべて含むこと